

訪問サポートサービス (N) 利用規約

JCOM マーケティング株式会社

株式会社ケーブルネット下関

横浜ケーブルビジョン株式会社

2026年4月1日

目次

第 1 条（本規約の適用）	3
第 2 条（本規約の変更等）	3
第 3 条（用語の定義）	3
第 4 条（提供するサービス）	4
第 5 条（契約の単位）	4
第 6 条（契約申込の承諾）	4
第 7 条（申込みの撤回等）	5
第 8 条（本契約者が行う解約）	6
第 9 条（権利義務の譲渡の禁止）	6
第 10 条（停止および解除）	6
第 11 条（本サービスの提供条件）	6
第 12 条（本契約者の当社に対する協力事項）	7
第 13 条（除外事項）	7
第 14 条（免責事項）	8
第 15 条（責任の制限）	8
第 16 条（料金ならびにその支払義務および支払方法）	8
第 17 条（営業活動の禁止）	9
第 18 条（著作権等）	9
第 19 条（個人情報取り扱い）	9
第 20 条（法令に規定する事項）	10
第 21 条（準拠法）	10
第 22 条（紛争の解決）	10
第 23 条（債権の譲渡）	10
別紙	11
附則	17

第 1 条 （本規約の適用）

表題記載の各社のうち、契約者がサービス提供を受ける地域を所管する会社（以下「当社」といいます。）は、この訪問サポートサービス（N）利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより、訪問サポートサービス（N）（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

本サービスは、当社が NTT 東日本株式会社および NTT 西日本株式会社（以下、NTT 東西と言います）へ業務委託して、NTT 東西が定める訪問サポートサービス利用規約に基づく訪問サポートサービスを提供するものです。

2 NTT 東西が定める訪問サポートサービス利用規約に規定されている事項と、本規約に規定されている事項に矛盾がある場合は、本規約を優先します。特段断わりが無い場合は、それぞれのサービスに関する規定は、それぞれの規約の規定に準じます。

3 NTT 東西が定める訪問サポートサービス利用規約は、NTT 東日本および NTT 西日本のホームページ（以下の URL）からご覧いただけます。

（NTT 東日本）

<https://www.ntt-east.co.jp/tariff/>

（NTT 西日本）

<https://www.ntt-west.co.jp/tariff/>

第 2 条 （本規約の変更等）

当社は、この規約を変更する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

3 規約変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、または当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知または周知することがあります。

第 3 条 （用語の定義）

本規約（別紙を含む）で使用する用語は、当社が別に定める約款および規約に基づくほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
申込者	当社に本サービスの契約を申し込んだ者
訪問サポート	当社が別に定める J:COM NET 光（N）利用規約に定める J:COM NET 光（N）の契約者が受けられるサポート。 当社からサポートのために訪問しサポートを行なうもの。

第 4 条 （提供するサービス）

本サービスは、パソコンやルーターへのインターネット接続設定やメール設定等の設定をはじめ、無線 LAN 設定やプリンタ等の周辺機器、ゲーム機などの設定等を、エンドユーザ様宅へ訪問し実施する有料のサポートサービスです。本サービスには、次の種類があります。

タイプ	本サービスの提供期間
タイプ 1 (セットアップサービス)	J:COM NET 光 (N) において、その設置又は提供の形態による品目変更に係る工事と同時に提供するもの。
タイプ 2 (訪問サポートサービス)	J:COM NET 光 (N) において、その設置又は提供の形態による品目変更に係る工事の完了以降に提供するもの。

- 2 J:COM NET 光 (N) 契約者は、別紙 1 に定める訪問サポートの提供を受けることができます。
- 3 当社は、本サービスについて、別紙 1 に定めるインターネット接続のための設定作業、弊社貸与品以外のパソコン周辺機器等（以下「サービス対象機器等」という）を利用するための設定作業またはその他設定作業（以下「設定作業等」という）を実施します。
- 4 当社は、別途定める当社の提供区域において、本サービスを提供します。
- 5 提供区域は国内に限るものとし、別紙 1 に定める訪問サービスの提供を受けることができないものとしします。
- 6 当社は、次表に定める時間帯において、本サービスを提供します。

区分	サービス対応時間
タイプ 1 (セットアップサービス)	時間帯等につきましては光サービス回線の派遣工事に準じます。
タイプ 2 (訪問サポートサービス)	オンサイトサポートを 9:00～17:00（年中無休）の間、提供します。

第 5 条 （契約の単位）

契約は、世帯ごとまたは事業所ごとに行います。

第 6 条 （契約申込の承諾）

契約は、申込者が予めこの利用規約を承認し当社の指定する方法により申込みをし、当社が次に定める条件を満たしていると判断する場合にこれを承諾することにより成立するものとしします。

- (1) 当社が提供する J:COM NET 光 (N) の契約者であること、もしくは本契約の申込みと同時に J:COM NET 光 (N) へ加入申込みをしていること
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとしします。
 - (1) 当社のサービスの提供が技術的な理由等により困難な場合

- (2) 本契約者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがある等本規約上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合
 - (3) 本契約者が当社に通知した所要事項に虚偽および不備（書面等での名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等を含む）がある場合
 - (4) 本契約者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合
 - (5) 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合
 - (6) 本契約者が本規約に違反する恐れがあると認められる場合
 - (7) 本契約者が第1項に定める条件を満たしていない場合
 - (8) その他、当社の業務遂行上著しい支障がある場合
- 3 当社が、前2項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第7条（申込みの撤回等）

加入申込者は、「訪問サポートサービス（N）提供に関する特定商取引法に基づく表示」の書面受領日から起算して8日を経過するまでの間、文書または電磁的記録によりその申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。

ただし、当社が別に定める J:COM NET 光（N）と本サービスを同時に申し込んだ場合に限り、各約款および規約に規定する「契約締結後書面」を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、文書によりその申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。

- 2 前項の規定による契約の申込みの撤回等は、同項の文書または電磁的記録を発したときにその効力を生じます。
- 3 第1項の規定により契約の申込みの撤回等を行った者は、実際に支払った本契約料の還付を請求することができます。ただし、予め加入申込みの撤回をする意思をもって契約の申込みを行った場合等、契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
- 4 第1項の規定にかかわらず契約後、本サービスを利用された場合には、申込者はそのサポートに要した全ての費用を負担するものとします。
- 5 前4項の規定の他、申込者が「訪問サポートサービス（N）提供に関する特定商取引法に基づく表示」の書面または「契約締結後書面」を受領する以前で、かつ本サービスを利用されていない場合には、申込者は当社に対し、当該契約の申込みを撤回することができます。この場合は、当社は申込者に対し、原則として、いかなる費用の負担も求めません。

第 8 条 （本契約者が行う解約）

本契約者が当社所定の書面（電子媒体のものを含みます。）に押印または署名する（電气的操作による確認作業を含みます。）ことにより本サービス提供の完了を当社が確認した時点で、終了するものとします。

第 9 条 （権利義務の譲渡の禁止）

本契約者は、本規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

第 10 条 （停止および解除）

当社は、本契約者において各種料金の支払を遅延した場合、支払を怠る恐れがある場合、またはこの約款に違反する行為があったと認められる場合およびその恐れがある場合は、本契約者に催告した上でサービスの提供を停止あるいは契約を解除することができるものとします。なお、解約の場合は第 10 条（本契約者が行う解約）の規定に準じて取り扱います。

2 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その契約を解除することがあります。

3 当社は、当社または本契約者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、本契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に本契約者に通知するものとします。

4 当社は、第 15 条（除外事項）の規定に基づき当社が本サービスの提供を行わないと判断する事実が解消されない、または解消の見込みが無いと判断した場合は、契約者に対してその旨を通知し、契約を解除することがあります。

第 11 条 （本サービスの提供条件）

当社は、本契約の申込みを行う者または本契約者が以下の各号に定める条件を全て満たす場合にのみ、本サービスを提供します。

- (1) 当社が、本規約に基づく本サービス提供の実施より前もしくは同時に当社が別に定める J:COM NET 光（N）の契約申込みの承諾をしていること
- (2) 当社が本契約者を訪問した際にサービス対象機器等の設置場所まで案内し、設定作業等に立ち会うこと
- (3) 当社の設定作業等の実施の時点で、設定作業等を実施する場所にサービス対象機器等が用意されており、設定作業等に必要 ID やパスワード等の設定情報およびドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェア等が用意されていること
- (4) サービス対象機器等および設定作業等に必要ソフトウェア等の操作説明書および設定ソフトウェア等が日本語により記述されたものであること
- (5) 当社の設定作業等の実施の時点で、本契約者が、そのサービス対象機器等の正規のライセンスおよびシリアルナンバーを保有していること

訪問サポートサービス（N）利用規約

- (6) 当社の設定作業等の実施に必要な当社または他の事業者が提供するドライバソフトウェアもしくはアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、サービス対象機器等へのインストールを承諾すること
- (7) 当社の設定作業等の実施の際に、本契約者が、当社が要求する電力、照明、乾電池等の消耗品およびその他の便宜（通信回線等の使用を含みます。）を、当社に対して無償で提供すること
- (8) 本サービスのメニューの内、タイプ2（訪問サポートサービス）について、当社への通知を本サービスの提供予定日の当日に行ったときは、本サービスの提供予定日の変更を伴う場合又は申し込み取消の場合に限り、申込内容の変更に係る費用として、基本作業費（4,500円）と同額の費用を支払って頂きます。

第12条（本契約者の当社に対する協力事項）

本契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行って頂きます。

- (1) 当社の求めに応じたIDやパスワード等の入力
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含む）の提供
- (3) サービス対象機器等に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の本契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施
ただし、別紙1に定めるサービスのうち、データのバックアップを利用する場合はその限りではありません
- (4) サービス対象機器等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の本契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置または消去の実施
- (5) その他、本サービスの提供または設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施

第13条（除外事項）

当社は、本契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- (1) 第13条（本サービスの提供条件）のいずれかの項目を満たさない場合
 - (2) 本契約者が、前条（本契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、当社の設定作業等の実施が困難となる場合
 - (3) 不正アクセス行為またはソフトウェアの違法コピー等、違法行為または違法行為の幫助となる作業や、当社が別に定める約款等に禁止している行為を当社に要求する場合
 - (4) その他、本契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合
- 2 本契約者は、前項の規定により当社が本サービスの提供を行わない場合についても、別紙1に定める出張費用の支払いを要します。

第 14 条 （免責事項）

当社は、本サービスの提供をもって、インターネットへの接続、メールの送受信、パソコン周辺機器の利用、ウイルスの完全な発見およびその駆除、ソフトウェア（ドライバソフトウェアおよびファームウェア等を含みます。）の完全なインストール、アップグレード、アンインストールまたは本契約者のデータの完全なバックアップおよびその移行等を保証するものではありません。また、本サービスの提供をもって、本契約者の問題・課題等の解決方法の提示または解決を保証するものではありません。

2 当社は、本契約者が当社所定の書面（電子媒体のものを含みます。）に押印または署名する（電气的操作による確認作業を含みます。）ことにより本サービス提供の完了を当社が確認した後は、当社の設定した内容等を保証しません。

3 当社は、本サービスの提供中にサービス対象機器、データ、プログラム等が故障した場合、当社の責めに帰すべき理由がある場合を除いて、その機器等の補償は行ないません。なお、補償は、第 17 条（責任の制限）に定めるとおりとします。

第 15 条 （責任の制限）

当社は、本サービスの提供により本契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る料金を上限として、本契約者に損害賠償責任を負うものとします。ただし、当該損害が当社の故意または重過失による場合は、この限りではありません。また、以下の各号に該当する損害については、いかなる場合においても当社は一切責任を負いません。

- (1) 本契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害
- (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害
- (3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害
- (4) 逸失利益および第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した本契約者の損害

第 16 条 （料金ならびにその支払義務および支払方法）

本契約者は、その本契約に基づいて提供を受けた設定作業等について、その成否を問わず、該当する料金の支払いを要します。

2 当社（料金その他の債務に係る債権について、第 25 条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する第三者に譲渡することとなった場合は、その第三者とします。）は訪問サポートの提供の完了後、本契約者に対して該当する料金を合計した料金額（以下「該当料金合計額」といいます。）ならびにその該当料金合計額に係る消費税および地方消費税相当額を併せた料金額（以下「請求金額」といいます。）を請求します。

3 本契約者は、当社より請求された請求金額を、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払って頂きます。

4 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

- 5 本契約者は、請求金額について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、該当料金に対して年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払って頂きます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。
- 6 第 25 条（債権の譲渡）に規定する当社が別に定める場合に限り、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。
- 7 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税および地方消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税および地方消費税相当額を加算した額を割増金として支払って頂きます。
- 8 当社は、災害が発生し、または発生する恐れがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時にその料金の一部または全部を減免することがあります。その場合、当社のホームページに公表する等の方法により、その旨を周知します。

第 17 条 （営業活動の禁止）

本契約者は、有償、無償を問わず、営業活動もしくは営利を目的とした利用、第三者への付加価値サービスの提供またはその準備を目的として本サービスの利用を行うことはできません。

第 18 条 （著作権等）

本サービスを構成する全てのシステム、プログラムおよびソフトウェア、または本サービスに含まれる全てのコンテンツ、広告、その他本サービスに関連して提供される素材（以下、「著作物」といいます。）の著作権、著作者人格権、著作隣接権、工業所有権（商標権、特許権、実用新案権、およびこれらを出願する権利）、不正競争防止法上の営業秘密、商標権、意匠権、特許権その他の知的財産権（以下、「著作権等」といいます。）は、当社または当社にその使用を許諾している権利者に帰属するものとします。

- 2 本契約者は、前項に定める著作物を以下のとおり取り扱って頂きます。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
 - (2) 当社または権利者の事前の書面（電子媒体のものを含みます。）による許諾なくして、著作物を方法の如何を問わず私的使用の範囲を超えて使用したり、複製もしくは改変したり、または解析（リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等）をしないこと
 - (3) 著作権表示等を削除または変更しないこと

第 19 条 （個人情報の取り扱い）

当社は、本サービスの利用に当たって、本契約者であることの確認を行なうために、個人情報の確認を求めます。

- 2 当社は、本サービスの提供に当たって、本契約者から取得した個人情報については、当社のインターネット接続サービスまたは放送サービスの加入申込書における＜個人情報の取り扱いについて＞の同意事項を本サービスの提供においても有効とします。

訪問サポートサービス（N）利用規約

- 3 本サービスの提供における個人情報の取り扱いは、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。
- 4 なお、当社が設定作業等の過程で取得した ID、パスワード、メールアドレスおよびその他のデータ等の情報については、設定作業等終了の時点で直ちに廃棄もしくは本契約者へ返却するものとします。
- 5 契約者は、当社が第 25 条（債権の譲渡）の規定に基づき第三者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所および本サービスに係る情報ならびに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号等、料金の回収のために必要となる情報を第三者に通知する場合があります。このことについて、同意していただきます。
- 6 契約者は、当社が第 25 条（債権の譲渡）の規定に基づき第三者に債権を譲渡する場合において、第三者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があります。このことについて、同意していただきます。

第 20 条 （法令に規定する事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 21 条 （準拠法）

本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 22 条 （紛争の解決）

本規約に関する紛争は、契約者の居住する地域の地方裁判所を、第一審の専属管轄裁判所とします。

第 23 条 （債権の譲渡）

契約者は、当社が本規約の別紙 2 に定める第三者に、当社が有する契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

訪問サポートサービス (N) 利用規約

別紙

別紙1 訪問サポートサービス (N) サービス内容

訪問サポートサービス (N) の料金は1の光サービス回線毎に基本費用+技術費が適用となります。

項目	対象・単位	課金 単位	料金 (税抜)
基本作業費※	本契約の1派遣ごとに課金します。	派遣	4,500円
状況診断費※	本契約ごとに課金します。	契約	1,500円
基本作業加算額	本契約における基本作業費を除くメニュー(状況診断費を含む)の料金額の合計が29,000円(税抜)を超えた場合に、29,000円(税抜)ごとに加算します。	契約	3,500円

メニュー名	タイプ1 (セットアップサービス)	タイプ2 (訪問サポートサービス)	作業内容	課金単位	技術費 (税抜)
インターネット接続設定	○	○	ブロードバンドルーターへのプロバイダ情報(ID、PASS)の設定、設置済みパソコンに対するホーム ページ閲覧のためのブラウザ設定、メール送受信のためのメーラー設定	ルーター・PC 1セット	3,000円※1
開梱設置設定	○	○	パソコンの開梱・設置 またはOSの初期設定 (OSのアカウント初期設定等を含む)	PC1台	3,700円※1
ルーター詳細設定	○	○	ブロードバンドルーターへのプロバイダ情報(ID、PASS)の設定	ルーター1台	2,000円※1

訪問サポートサービス (N) 利用規約

Wi-Fi 設定	○	○	Wi-Fi 端末における Wi-Fi 設定 【対象機器】無線 LAN 内蔵 PC、スマートフ ォン、タブレット端 末、ゲーム機、プリン ター	機器 1 台	900 円
追加 PC 設定	○	○	設置済みパソコンに 対するホームページ 閲覧のための ブラウザ設定、メー ル送受信のためのメ ーラー設定	PC1 台	2,000 円※1
プリンター設 置設定	○	○	プリンターの開梱、設 置、並びにパソコン (1 台) への 接続、設定・ドライバ ーのインストール	プリンター1 台	4,400 円※1
各種アプリケ ーション設定	○	○	・スマートフォン/タ ブレット向けアプリ ケーションの インストール及び簡 易設定 下記のいずれか 1 ア プリケーション ①－1. スマホ de ひ かり電話アプリ (agephone, livyTalk 等) ①－2. セキュリティ 対 策 ツ ー ル forAndroid ①－3. CN-W アプリ ・セキュリティ機能 設定 セキュリティ機能見 張り番および	1 アプリケー ションまた は 1 セキュリ ティ機能設 定または 1 共 有設定	3,500 円※1

訪問サポートサービス (N) 利用規約

			セキュリティ機能まるごと Web フィルター ・プリンタ共有設定 共有側:プリンタを接続したパソコンにおける プリンタの共有設定および アクセス側:共有設定されたプリンタ側の ドライバのインストール及び設定		
その他機器設定	○	○	機器の開梱、設置及び ドライバのインストール [対象機器] ゲーム機、HUB、STB 設定、 PLC、Web カメラ&ヘッドセット設定、LAN ボード設定	機器 1 台 ※PLC は親機と子機の 1 セット	3,500 円※1

*1: Wi-Fi による接続を行う場合は「Wi-Fi 子機設定 (900 円)」が必要です

訪問サポートサービス (N) 利用規約

メニュー名	タイプ1 (セットアップサービス)	タイプ2 (訪問サポートサービス)	作業内容	課金単位	技術費 (税抜)
ケーブル接続 (LAN)	○	ー	ブロードバンドルーターとパソコン/プリンター等の間のLANケーブル接続(両端)及びホームゲートウェイと電話機等の間の電話機コード接続(両端) (LANケーブル/電話機コードはお客様準備要)※両端に機器がない場合は、片端接続も1本と計算します	LANケーブルと電話機コード合計4本まで(両端)	1,000円
事業者端末 識別サポート	○	ー	工事作業前・中・後におけるアクセス回線契約者以外への工事状況などの電話連絡対応等 ※連絡先が複数の場合は複数申込が必要です。	・連絡先1ヶ所(通話時間5分以内)	1,000円
ウイルスソフト インストール	ー	○	各ソフトウェアの要求スペックとお客さま環境の確認、ウイルス対策製品設定(インストール、設定、定義ファイル更新)、ブラウザ・メールソフトの動作確認 【対象ソフト】 ウイルススキャン	1ソフト	7,000円

訪問サポートサービス (N) 利用規約

			<p>2005以降、ウイルススキャンプラス</p> <p>2007以降、McAfee社ウイルススキャンもしくはウイルススキャンプラスを同梱する以下の製品</p> <p>インターネットセキュリティスイート、トータルプロテクション、パソコンセキュリティスイート、パソコンプロテクションプラス、Webエッセンシャルスイート</p> <p>※ダウンロード販売型の場合は、事前に購入しておいていただく必要があります</p>		
Windows リカバリー	—	○	パソコンを初期出荷状態にリカバリー、初期設定	PC 1台	10,500円
Windows アップデート	—	○	パソコンのOSアップデート (サービスパック、重要な更新等)	PC1台	7,000円
ドライバー・ ファームウェア アップデート	—	○	周辺機器のドライバーやファームウェアのアップデート	機器 1台	3,500円
ウイルススキャン 駆除	—	○	インストール済みウイルス対策ソフトを利用したウイルスチェック及びウイルス駆除	PC1台	6,500円

訪問サポートサービス (N) 利用規約

Windows アップグレード、初期設定	—	○	パソコンの OS のアップグレード、初期設定	PC1 台	12,000 円
バックアップ	—	○	パソコン内蔵・外付けドライブ、NAS にあるデータのバックアップ 【バックアップメディア】 お客さまで用意した CD、DVD やブルーレイ等の光ディスク	4.7G バイト 毎	5,500 円
データ移行	—	○	バックアップしたデータをパソコン内蔵・外付けドライブ、NAS に移行	4.7G バイト 毎	6,000 円
050 I P 電話設定	—	○	050IP 電話の内線設定	機器 1 台	2,000 円
LAN カード設定	—	○	ドライバーのインストール・無線 LAN カードの接続設定	PC1 台	2,900 円
操作説明	—	○	インターネット (ブラウザ)、メール、パソコン、プリンター、デジカメ等の使い方の説明	30 分 毎	3,500 円

別紙 2 債権回収委託業者

弁護士法人 市ヶ谷中央法律事務所

附則

（実施期日）

この改正規定は、2023年12月7日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2025年7月1日から実施します。

（実施期日）

本規約は、2025年12月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2026年4月1日から実施します。

（ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について）

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の9社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を2026年4月1日付で実施します。（以下、「組織再編」といいます）

また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026年4月1日付でJCOMマーケティング株式会社に商号変更します。

この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026年4月1日をもってJCOMマーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本規約の定めに従うものとします。